

# 学校いじめ防止基本方針

半田市立岩滑小学校

平成 26 年 3 月 3 日制定

平成 31 年 4 月 8 日改訂

令和 2 年～6 年

毎年 3 月 31 日改訂

令和 7 年 3 月 31 日改訂

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

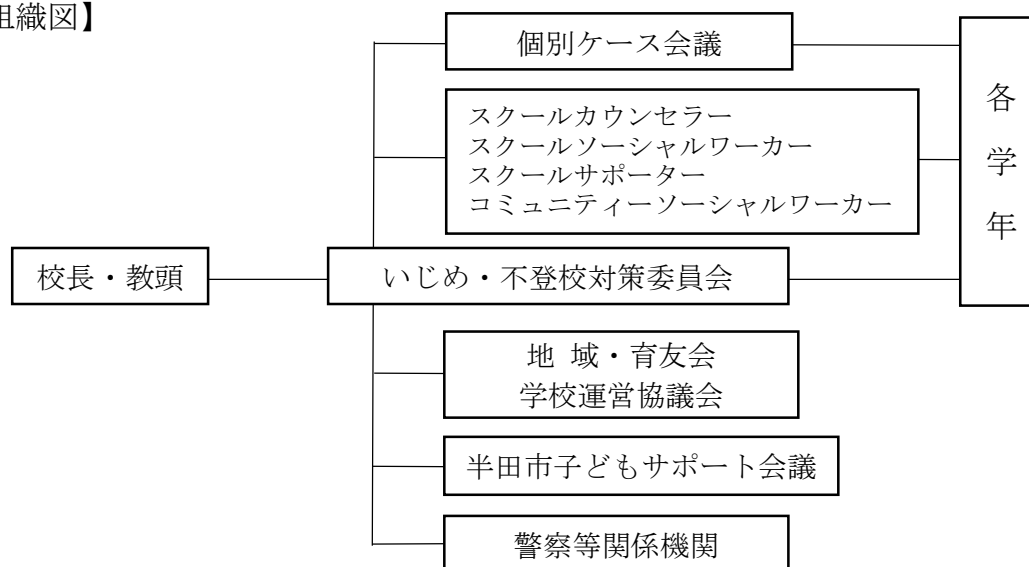
「いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。また、いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こり得るものである」という認識をすべての児童と教職員がもつ。加えて、いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいからこそ、教職員が、児童の発する小さなサインを見逃さないように努める。いじめが発見された際には、学校は組織として対応し、毅然とした粘り強い指導を行う。また、学校は、家庭、地域社会、関係機関と連携して早期解消を図り、児童の健全な育成に努めていく。

目指す子ども像として「学び合う 岩滑大好き 元気な子」を掲げ、一人一人が集団の中で認められ、教職員や友達と温かい人間関係を築き、集団の一員としての自覚や自信をもって行動できる児童を育てていく。教職員が、いじめの防止は楽しい学校づくりに他ならないという共通認識をもち、日々の教育活動に取り組んでいく。

## 2 いじめの防止対策組織

- (1) 「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、情報の共有化を図り、関係機関とも連携し学校組織として対応する。
- (2) 毎月定例の「いじめ・不登校対策委員会」は全教職員で構成する。必要に応じて設置する臨時の「いじめ・不登校対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任（いじめ）、保健主事（不登校）、養護教諭、該当学年主任と担任等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカー、スクールサポーター等を加える。
- (3) 年度初めに、教職員や保護者に「学校いじめ防止基本方針」の周知を図る。
- (4) いじめ防止対策の検証として、学校評価アンケートを行い、公表するとともに評価を生かした改善を行う。
- (5) 児童理解やいじめ対応に関する研修の機会を設け、教職員の資質向上に努める。

【組織図】



### 3 いじめ防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止

ア 学級経営では、児童同士の関わりを大切にし、集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、自己指導能力の向上を目指す。

(※自己指導能力とは「その時、その場でどのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力」)

イ 道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験的な活動等を通して児童が人間関係を築く力やコミュニケーション能力を高め、いじめの未然防止に努める。

ウ 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

エ 「デジタルファイブ」の活用を含め、情報モラル・情報安全教育を実施し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

オ ともに支え合う教職員集団を目指し、日常的に何でも話し合える雰囲気づくりに心がけ、問題を包み隠さず教職員間で共有していく姿勢を大切にする。

#### (2) いじめの早期発見の取組

ア 給食や掃除中などの活動時間も共にして、児童の行動を注視するとともに担任に相談しやすい環境をつくる。

イ 生活アンケートを学期ごとに実施し、児童の声に耳を傾けるとともに情報を収集する。アンケートは、記名・無記名の選択式、一人一人回収等、プライバシーに十分配慮する。また、アンケート実施後、教育相談を行うとともに、アンケート結果は管理職、生徒指導担当、学年主任等、複数の目で点検・確認する。いじめに係る学校アンケートの用紙や相談の記録等は、原則5年間保存する。

ウ Q—Uテストを学級経営に活用し、教師と児童の温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ 校内に「相談ポスト」を設置したり、外部の相談機関を紹介したりして、いつでも相談できる環境を整える。

### (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に対応する。

イ 被害児童と保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、身体的・精神的な被害について把握するとともに、被害児童の気持ちに共感し、心の安定を図ることに努める。

ウ 加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で事実を確認し、指導する。

エ 加害児童の精神状態や環境にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラー・児童相談所・警察等の関係諸機関と連携をとる。

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを傍観しない、発生させない意識を一層育てる。

カ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、連携して対応する。

(P4「重大事態の対応フロー図」参照)

キ いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせ、暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員で対応する。

ク いじめやいじめと疑われる行為があった場合は、関係生徒、把握できた実態、指導の過程、事後の見守りなどを記録する。

## 4 取組に対する点検・検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを12月に実施する。

## 5 その他

○ 「学校いじめ防止基本方針」は学校ホームページで公開する。

○ いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

## 【重大事態の対応フロー図】

